平成２１年（フ）第３１４号
福島県郡山市安積町笹川字西長久保104番地の１　安積市営住宅１―302、住民票上の住所福島県郡山市三穂田町川田字小樋41番地
債務者　白石田美喜子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
福島県郡山市富田町字上ノ台31番地の19
債務者　服部　友二
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
福島県田村郡三春町大字平沢字担橋91番地の５　かつぎばし団地405号
債務者　柳沼　茂男
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
福島県田村郡三春町大字下舞木字石田134番地の15
債務者　齋藤　裕次
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
福島県郡山市富久山町久保田字三御堂76番地
債務者　渡邉　京子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２６４５号
愛知県小牧市常普請３丁目43番地　タウンハウス若宮Ａ棟２号
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３４号
愛知県大府市柊山町５丁目338番地　県営大府住宅２棟304号
債務者　山本　憲正
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１３５号
名古屋市守山区川村町187番地
債務者　安藤　明彦
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２２０号
名古屋市中区大須２丁目27番40号　新日本ビル２Ａ号
債務者　木村　正紀
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８９号
神戸市北区中里町２丁目20番地の13
債務者　松本　浩幸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９０号
神戸市北区中里町２丁目20番地の13
債務者　松本　美樹
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７１号
兵庫県明石市上ノ丸１丁目20番２号　宮吉号101号、従前の住所神戸市垂水区下畑町字谷川2033番地山口八郎方
債務者　山口　宏子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８０号
神戸市灘区土山町11番７号、従前の住所神戸市灘区土山町７番37―602号
債務者　神田　憲彦
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９０号
神戸市須磨区神の谷６丁目３番112―101号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘１丁目12番地の18
債務者　角　　直哉
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９１号
神戸市須磨区神の谷６丁目３番112―101号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘１丁目12番地の18
債務者　角　　操代
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６００号
神戸市須磨区妙法寺字蓮池366番地の10ルネ須磨1116号、従前の住所神戸市東灘区御影本町２丁目７番10―303号
債務者　古永　功夫
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０９号
神戸市東灘区深江浜町１―１東部市場内・喫茶裕、住民票上の住所神戸市灘区桜口町２丁目１番18―207号
債務者　中村　賢司
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部